

2021年6月1日よりHACCPに基づく衛生管理が

全ての食品等事業者※ に求められます。

※食品等事業者：フードチェーン（食料の一次生産から最終消費までの流れ。食品やその材料の生産・加工・流通・保管・販売の一連の段階及び活動）を構成する食品の製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは？

HACCP の Hazard Analysis とは **危害要因分析**、Critical Control Point は **重要管理点** のことで、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の健康被害の原因となる危害要因（ハザード）を分析・把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法です。

HACCP の考え方に基づく衛生管理には以下の「**一般的衛生管理項目**」の計画・実施が基本となり、項目の中には **そ族(ねずみ)・昆虫の防除** も含まれます。

【一般的な衛生管理項目】

- ①施設の保守点検及び衛生管理
- ②設備及び機械器具の保守点検及び衛生管理
- ③食品などの衛生的取扱い
- ④従事者の衛生教育及び衛生管理
- ⑤**そ族(ねずみ)・昆虫の防除***
- ⑥使用水の衛生管理
- ⑦排水及び廃棄物の衛生管理
- ⑧製品等の試験検査に用いる機械器具の保守点検
- ⑨製品の回収方法



*項目⑤の「**そ族(ねずみ)・昆虫の防除**」の管理内容については次のような対策が求められています。

1. 施設の衛生管理（厚生労働省令第68号）

- ・施設及びその周辺を定期的に清掃する。
- ・排水溝を清掃する。
- ・廃棄物の処理を適切に実施する。

2. ねずみ及び昆虫対策（第66条の2第1項）

- ・施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことができる状態を維持し、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ及び排水溝（グリストラップもしっかり管理し、ゴキブリやハエの発生を抑えることも重要）の蓋等の設置により、ねずみ及び昆虫の施設内への侵入を防止すること

令和元年11月7日、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令（第68号）が公布され、第66条の2に HACCP 制度化に関する内容が規定され、別表第17に HACCP に沿った衛生管理等の記載がされています。

HACCP に沿った衛生管理におけるペストコントロール:

衛生管理の見える化・最適化と IPM (総合的有害生物管理) による防除対策の実施

施設の衛生管理等の一貫としてペストコントロールに関する計画(衛生管理計画)策定し、必要な防除措置を適切に行うための手順書を作成し、実施状況を記録・保存する。また、衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直します。



定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講ずる。



IPM※の考え方を取り入れた防除を行います。

※IPM:考えられるあらゆる有効・適切な技術をお互いに矛盾しない形で組み合わせて使用し、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめる方法で、有害生物を制御し、その水準を維持する有害生物の管理手法です。



IPM の理念による防除施工は、HACCP に沿ったそ族(ねずみ)・昆虫防除に適合した工法です

【参考として】

○ 厚生労働省ホームページにて、HACCP の 7 原則 12 手順に関するリーフレット、解説や関連通知、手引き等が厚生労働省ホームページにて掲載されていますので参照ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

※左記 URL は本資料作成時点(2021年5月)のものであります。

(ねずみ及び昆虫対策) 施行通知(令和元年11月7日付け生食発1107第1号)において、防除を外部事業者へ委託する場合、「建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けた事業者等、必要な専門知識を有する適切な事業者を選定すること」とあり、「建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けた事業者」について、当協会のホームページ等紹介がされています。

○ 厚生労働省の示す『HACCP に沿った衛生管理の制度化に関するQ&A』

問30 (ねずみ及び昆虫対策) 施行通知(令和元年11月7日付け生食発1107第1号)において、防除を外部事業者へ委託する場合、「建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けた事業者等、必要な専門知識を有する適切な事業者を選定すること」とありますが、「建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けた事業者」はどこで見つけることができますか。

- 1 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)に基づき、建築物の環境衛生上の維持管理について、一定の基準を満たしているとして建築物ねずみ昆虫等防除業の都道府県知事の登録を受けた事業者は、各都道府県のホームページ等でご確認ください。
- 2 このほか、公益社団法人日本ペストコントロール協会のホームページ(※)に、害虫駆除の相談や相談内容に応じた事業者の紹介を行っている各都道府県のペストコントロール協会の連絡先が掲載されていますので、参考にしてください。

※公益社団法人日本ペストコントロール協会ホームページ

<https://www.pestcontrol.or.jp>

(厚生労働省ホームページより抜粋)

公益社団法人
JAPAN PEST CONTROL ASSOCIATION
JPCA 日本ペストコントロール協会

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4

TEL: 03-5207-6321 FAX: 03-5207-6323

<https://www.pestcontrol.or.jp>

